

室町幕府雑務沙汰の形成と「借書」の効力

松園潤一郎*

- I はじめに
- II 中世後期における「借書」
- III 雑務沙汰の形成過程
- IV 立法の展開と「政所沙汰」
- V おわりに

I はじめに

本稿では、日本中世における貸借関係をめぐる訴訟と法について考察する。鎌倉・室町幕府の財産関係の訴訟には「所務沙汰」と「雑務沙汰」の区別があった。「所務」は中世の社会経済の基本的な枠組みをなす荘園・公領における所職・所領の管理や年貢の收取などを意味する語で、これに関する訴訟が「所務沙汰」である。一方、「雑務沙汰」とは名称の通り、貸借関係も含め「所務」以外の雑多で重要性の低い訴訟を指し、「所務沙汰」に比べて残存史料も乏しい。

石井良助氏は近代法概念を基礎にして、所務沙汰を「不動産訴訟」、雑務沙汰を「債権及び動産訴訟」と定義づけている¹⁾。佐藤進一氏は、「所務沙汰とは土地財産権の存在・不存在及び果実（例、年貢等）に関し、或いは土地財産権の侵害排除を目的として提起される訴訟」、「雑務沙汰は土地財産権移転の事実の認定を目的として、或いは土地以外の一般財産権に関して提起される訴訟」とした²⁾。笠松宏至氏は雑務沙汰の「移転」という性質を強調し、「対象が土地たる

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第16巻第2号 2017年7月 ISSN 1347-0388

* 一橋大学大学院法学研究科専任講師

1) 石井良助『日本法制史概説〔改版〕』（創文社、1960年）291～292、316頁。

と否とを問わず移転するもの、それが雑務沙汰であった」とした³⁾。物の使用・収益に対する物権的訴訟と、取引法としての債権的訴訟の区別に対応するものと言えよう⁴⁾。しかし、最近では、新田一郎氏が「所務沙汰との対比で、業務遂行に関わらない雑事について扱うのが雑務沙汰」としている⁵⁾。

このように、研究史上、「雑務沙汰」の定義は多様だが、中世の史料には事項の列挙による定義が見られる。すなわち、鎌倉幕府の訴訟制度を解説した「沙汰未練書」に「一 雑務沙汰トハ 利銭 出拳 替銭 替米 年記 諸負物 諸借物 諸預物 放券 沽却田畠 奴婢 雑人 勾引以下事也、以是等相論、名雑務沙汰」と記される。室町幕府については、「武政軌範」の「政所沙汰篇」が掲げる「条目事」に「利銭 出拳 替銭 替米 年紀地 本物返 質券地 諸質物 諸借物 諸預物 諸放券 沽却田畠 勾引人如、此等事也」とある⁶⁾。利子付の金銭貸借を意味する利銭をはじめ、為替に相当する替銭や金銭米穀の消費貸借に相当する負物・借物など、確かに今日の債権法（契約債権）や動産訴訟に属する内容を含む。

また、二つの故実書を比較すると、後者には「本物返」「質券地」「諸質物」の項目が追加されていることや、訴訟を管轄する機関の名称に基づいて雑務沙汰は「政所沙汰」と呼ばれたことが知られる。本稿の主題はこうした室町幕府のもとの雑務沙汰法制の変化である。

室町幕府における雑務沙汰の意義についてはすでに多くの先行研究がある。足利義教期における一連の関連立法が早くから注目されており⁷⁾、債権債務の認

-
- 2) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店、1993年〔初版1943年〕）40頁。
 - 3) 笠松宏至「中世の政治社会思想」（同『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年、初出1976年）163頁。
 - 4) 物権と債権の区別自体議論があるが、静的な権利と動的な権利等の対比による我妻栄『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、1953年）7頁、財貨の帰属と移転を指標とする広中俊雄『物権法〔第2版・増補〕』（青林書院、1987年）9頁、等を参照。
 - 5) 新田一郎「歴史的観察——『法の実現はお上の仕事』か——」（佐伯仁志編『岩波講座現代法の動態2 法の実現手法』岩波書店、2014年）47頁。
 - 6) いずれも、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 2巻 室町幕府法』（岩波書店）に収録。
 - 7) 中田薫講述（石井良助校訂）『日本法制史講義』（創文社、1983年）325～326頁、前掲註1）石井著書319頁、等。

可・破棄を行う徳政令についても同様である⁸⁾。15世紀半ば頃に顕著となるこれらの法制の変化等から、中島圭一氏は「債権・債務の問題にせよ、神仏の權威にせよ、いずれもこれまで朝廷や幕府の統制が及び難かった領域に十五世紀の室町幕府は踏み込み、それらを一元的な法的・政治的秩序の下に組み込もうとしていた」と述べる⁹⁾。

また、新田一郎氏は嘉吉の徳政令について、「破棄される借銭とそうでないものの差異、破棄される状況とそうでない状況の差異についての認識が標準化されれば、平時の貸借関係の安定にも資する」と意義づける¹⁰⁾。借用証である「借書」について井原今朝明氏は、債務者保護の機能を有していた「借書」の時効法（消滅時効）が義教期の立法で否定され、「債権」の保護への政策転換があったこと等を論じた¹¹⁾。これらの研究によって従来は法的な保護が弱かった貸借関係が幕府の法制によって一定の「安定」をみるに至ったことが指摘された。

他方、中世における信用経済の発達とその中での「債権」の「流通」に注目した桜井英治氏は、15世紀を中心に「借書」が債務者の承諾もなく金融業者等のもとを転々として債権者が交替していく現象に注目し、名義を問わず文書の所持者を権利者とみなす「中世的文書主義」「文書フェティシズム」の観念が文書の流通を円滑化する役割を果たしていたという¹²⁾。借書の効力の増大という点で

8) 三浦周行「足利時代の徳政」（同『統法制史の研究』岩波書店、1925年、初出1918年）、桑山浩然「徳政令と室町幕府財政」（同『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、2006年、初出1962年）、寶月圭吾「預状についての一考察」（同『中世日本の売券と徳政』（吉川弘文館、1999年、初出1968年）、脇田晴子「徳政令と徳政免除——所有の論理をめぐる——」（同『日本中世都市論』東京大学出版会、1981年、初出1976年）、前川祐一郎「壁書・高札と室町幕府徳政令——形式からみた中世法の機能——」（『史学雑誌』104編1号、1995年）等。

9) 中島圭一「室町時代の経済」（榎原雅治編『日本の時代史11 一揆の時代』吉川弘文館、2003年）168頁。同「中世後期における土倉債権の安定性」（勝保鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、1996年）も参照。

10) 前掲註5) 新田論文36頁。

11) 井原今朝明「中世の利息制限法と借書の時効法」（同『日本中世債務史の研究』東京大学出版会、2011年、初出2006年）。

12) 桜井英治「日本中世における貨幣と信用について」（『歴史学研究』703号、1997年）、同「借書の流通」（同『交換・権力・文化——ひとつの日本中世社会論——』みすず書房、2017年、初出2005年）、同『贈与の歴史学——儀礼と経済のあいだ——』（中央公論新社、2011年）等。

上記の研究とも関わる問題である。

以上のように、15世紀半ば頃には貸借関係における「借書」の効力が増大したことが知られる。しかし、それと法制の展開との関わりについて十分には検討がなされていない。先述の通り、室町幕府において雑務沙汰は「政所沙汰」と呼ばれるようになるが、雑務沙汰が所務沙汰機関から分立して「政所沙汰」が確立するまでの南北朝～室町時代の法制については研究が乏しく、その過程は不明な点が多いのである。

本稿では具体的な事例の検討をもとに、雑務沙汰における立法、裁許、執行手続¹³⁾等の形成・整備について考察し、特に「質券」を伴う「借書」が室町幕府法制の変化に関わることを論じる。なお、用語については、「政所沙汰」は土倉・酒屋役の徴収や御料所管理等の業務も含む概念のため、本稿では訴訟内容を意味する「雑務沙汰」の語を用いて叙述する。

Ⅱ章では中世後期における「借書」の様式や機能を確認し、Ⅲ章では裁許の主宰者により時期区分をして、足利直義期から足利義持期における雑務沙汰法制の形成と整備の過程、Ⅳ章でも同じく足利義教期から足利義政期における立法と裁許の展開をそれぞれ検討する。

Ⅱ 中世後期における「借書」

1 「借書」の様式

はじめに、中世後期（南北朝～室町時代）における「借書」の基本的事項について先行研究によりながら確認したい。古文書学上、「借書」とは、「金銭米穀その他を借用するに際し、借主から貸主に書き与える証文を、借券、借書、あるいは借用状という。すなわち債権・債務関係設定の証書」と定義される¹⁴⁾。

13) 執行手続については研究が乏しく、中田薫氏は「少くとも室町の中頃より中世の末まで最も普通に行はれりたる債権取立方法は、奉行所の承諾を経てなす所の債権の私的差押なり」と述べるが（前掲註7）著書326頁）、十分に検討されていない問題である。

14) 佐藤進一『新版 古文書学入門』（法政大学出版局、1997年）274頁。相田二郎『日本の古文書 上』（岩波書店、1949年）は「物資并に金銭等を借用するに当り、借主から貸主に出す証文を借券若くは借書といふ」（913頁）とする。

中国からの銭貨の流入と国内での流通に伴い鎌倉時代以降に銭貨の借書が出現し¹⁵⁾、鎌倉時代末～室町時代に「借請 利銭事」といった事書で始まる様式が一般化した。また、借書は「証書」と定義されるものの、貸主と借主が記載される今日の借用証書とは異なって、債務者（借主）の名前のみのものも多く、宛所を備えた書札体の様式は室町時代以降に増加する¹⁶⁾。借書は債権者のもとに置かれて債務者への催促や訴訟の際に用いられ、債務が弁済されると紙面に線引き等をした上で返却された¹⁷⁾。

次に「借書」の一例を示す。

【史料 1】高家借用状（『尊経閣古文書纂二十七』、石井進編『長福寺文書の研究』〈山川出版社〉755号）

借用申 料足事、

合伍拾貫文者、毎月貫別五拾文
利平テ可加分

右料足者所_レ借申_レ也、但自_レ当年_レ参ヶ年内本利共可_レ返弁申_レ、若其過候者、坊領備後国地毘庄内河北村事、相_レ副文書_レ進給候上者、永代可_レ被_レ致_レ知行_レ、万一於_レ此所_レ違乱之輩出来候者、可_レ被_レ申_レ行罪科_レ者也、仍為_レ後証_レ状如_レ件、

^(1, 4 1 1)
応永十八年十二月五日

高家（花押）

高家なる人物が50貫文を5文子（月利5分）の利子で借りた際の借書であり、3年以内の本銭と利息の返済を誓約する。それ以上経過した場合、備後国地毘庄内河北村の永代知行を委ねる（流質）旨の担保文言がある。銭主は記載がないが、村上筑前守宛の応永21年（1414）11月10日高家去状（『古文書手鑑』『同前』

15) 前掲註14) 相田著書913頁。

16) 以上、前掲註14) 佐藤著書276頁。小早川欣吾『日本担保法史序説』（法政大学出版局、1979年〔初版1933年〕）によると、書札体の様式は文明年間（1469～1487）以降、普通の形式となる（168頁）。

17) 半額や最少分による弁償・債務破棄も見られる。柘植千恵美『『徳政』の再検討——分一私徳政の系譜と実態——』（『年報中世史研究』13号、1988年）、前掲註11) 井原論文、黒田基樹「在地徳政における諸慣行」（同『戦国期の債務と徳政』校倉書房、2009年）参照。

773号)があり、村上と知られる。

このように「借書」には、事書、借用物(元本、利息)、本文、担保、日付が基本的な記載事項であり、借主や請人の名が見られる場合もある¹⁸⁾。

利率は多様だが、5文字が通例である¹⁹⁾。担保には、文書質や人質の他、不動産担保に「入質」(質=占有質)と「見質」(抵当=無占有質)の区別があった。債務不履行の場合、質券を流質の証文とする旨の記載が見られ、また、小早川欣吾氏の表現を借りれば、「将来債務者が債務を完済する事能わざるに到った場合、担保客体の土地に於て、債務の元本及び利息の総額に相当する額を債権者をして収益する事を得しむ旨を担保」する「収益担保文言」も見られる²⁰⁾。入質の場合は債権者が相当する収益を得れば質物は債務者に返還され、見質の場合は占有を移してその収益から本銭と利息分の回収を行うが、いずれも元利合わせて元本の二倍(「一倍」)を越える利息をとってはならないとする「利倍法」が存在した。無制限の利子の取り立てを制限する点で債務者の側に立つ法理と言える²¹⁾。

なお、売買(永代)と質とは区別され、「質券之法」と称される、流地による知行権の移転を抑制する法理が存在した。流地は所有権の移転の如き永続的、絶对的な効果を有さず、以後も本主による買戻し(請戻し)が可能とされた²²⁾。

2 「借書」の譲渡

中世において債権は特定の人に対して給付を請求する権利というよりも、目的物に対する物権的な権利と観念され、債権債務を財産視する観念が見られると言

18) 様々な様式について、井原今朝男「中世借用状の多様性について」(同『日本中世債務史の基礎的研究』科学研究費補助金研究成果報告書、2006年)。

19) 前掲註16) 小早川著書、前掲註11) 井原論文等。

20) 前掲註16) 小早川著書154頁。

21) 前掲註16) 小早川著書、笠松宏至「利子のはなし——中世に生きつづけたくらしの法律——」(網野善彦編集協力『ものがたり 日本列島に生きた人たち3 文書と記録 上』岩波書店、2000年)、前掲註11) 井原論文。

22) 菅野文夫「中世における土地売買と質契約」(『史学雑誌』93編9号、1984年)。流地が債権者に帰属するためには単に債務者が期日を過ぎただけではなく、未払利子が元金一倍に達していること、債務者が別に流状(放状、去状)を作成して債権者に交付することを要した。前掲註16) 小早川著書、井原今朝男「中世借用状の成立と質券之法——中世債務史の一考察——」(前掲註11) 著書、初出2002年) 参照。

われる²³⁾。そのため債権者が米・銭に対する財産権を他人に譲渡したり、相続がなされたりした結果、債権債務関係が変化することがあった。公的な執行制度も不備な状況下で、借書の譲受人が訴訟や、実力によって債務額を超える額の債権回収行為を行う場合もあった。

笠松宏至氏は、「寄沙汰」と呼ばれたこのような行為を、裁判権力の法廷の場におけるもの（「面を替える」）と、本来公的な裁判権力が果すべき職権と責務の割り取りと言える、「当事者に代って行う自力救済の一種」とに区別し、山僧・神人らが諸々の制約から相対的に自由であったため、その主体となったと論じた²⁴⁾。近年、藤原良章氏は、中世後期に寄沙汰を母体に「請取沙汰」と称される、「沙汰」を「寄」せる主体がなくとも成り立ち、「『請取』られたものにとっては、全く自分の意志にかかわらずに自らの財産を奪われてしまう行為」が生じたとしている²⁵⁾。何らかの証書に基づき名義人以外の者が訴訟や自力による債権回収を行う行為であるが、証書の持つ社会的効力の高まりと捉えることも可能である。寄沙汰と請取沙汰の実態の区別はやや難しいが、以下の事例検討でも特に「請取」行為が問題とされる場合は「請取沙汰」と表現したい。

また、先述したように、桜井英治氏は15世紀を中心に見られる「借書」の譲渡・流通に注目し、債権者が借書を寄進するケース、債権者が罪を犯して財産を没収された際に幕府がその債権を消滅させずに第三者に寄進するケース、金融業者の間で転々と流通するケース等が提示されている²⁶⁾。

その中に『大乘院寺社雑事記』の記事として、長祿元年（1457）に、記主の尋尊が懐尊から米1石を借りた際の「借書」を懐尊が宗薫に譲渡し、尋尊がこれを咎め、撤回させた事例（同年12月5日条）が挙げられている。同様に、尋尊が

23) 中田薫「借錢私財」（同『法制史論集 3巻下 債権法及雑著』岩波書店、1943年）、前掲註1）石井著書316頁。牧健二『日本法制史概論〔完成版〕』（弘文堂書房、1948年）は「債権関係は抽象的に其の関係自体として認識せられず、其の關係に於ける目的物に於て具体的に認識せられるのであった」（212頁）と述べる。

24) 前掲註3）笠松論文166～171頁。

25) 藤原良章「庭中・寄沙汰」（土方洋一・渡辺節夫編『国家と言語——前近代の東アジアと西欧——』弘文堂、2011年）。

26) 前掲註12）桜井論文「借書の流通」。品治重忠「替米について」（『法学会雑誌（東京都立大学）』44巻1号、2003年）も参照。

常光院院主熒懷から借錢した後、その借書が、専順（熒懷弟子）→野田東→津越と譲渡され、長祿4年（1460）に津越が尋尊に返済を求めてきたため、寛正3年（1462）に尋尊は「一倍分」を支払い、借書を取り戻した（同年正月27日条）。桜井氏はこうした「借書の流通」や、「二つの債権・債務関係の連結」による「債権の流通」が15世紀には一定の社会的認知を得ていたが、16世紀以降、「流通」は鈍化したと論じている²⁷⁾。

このように、室町時代には「借書」が一種の手形として流通する現象が見られ、名義人だけではなく、その所持人の権利を表現するという効力の増大が知られる。一般に信用経済の発展は債権の観念の発達を促し、債権の証書への化体（証券化）による流通という現象を生み出す。これに伴って金銭債権の弁済の確実性を保証する法制度として、担保制度と債権譲渡制度の発達が認められるとされる²⁸⁾が、桜井氏が述べるように、室町時代においてはむしろ、個の観念、個人の財産権や債務といった観念の欠如・未成熟による現象と言える²⁹⁾。

以上、「借書」の様式や機能、その譲渡に見られる中世特有の債権の性質について概観した。中世後期には貨幣経済・信用経済の発達を背景に、貸借関係が広汎に展開し、物的担保を伴う「借書」が多数作成された。「借書」が銭主から他者へ譲渡された結果、契約当事者と異なる者が債権者となって質権も取得することになる。借書はより広範な機能を有する文書である³⁰⁾が、以下では、上記のような中世後期における「借書」の在り方をふまえて幕府の雑務沙汰法制の形成について検討する。

27) 前掲註12) 桜井著書165～168頁。

28) 前掲註4) 我妻著書。契約の義務的構成から権利（債権）的構成への変化については、水林彪「近現代所有権法論の構図試論——2013年度法社会学会全体シンポジウム「新しい『所有権法の理論』」に寄せて——」（『法社会学』80号、2014年）等を参照。

29) 前掲註12) 桜井論文「日本中世における貨幣と信用について」72頁。

30) 借書と為替や請取状などとの関係について、前掲註11) 井原著書の諸論文参照。代官請負契約における借書について、新田英治「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」（寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』吉川弘文館、1967年）等を参照。

Ⅲ 雑務沙汰の形成過程

1 所務と雑務

鎌倉幕府の裁許の中心は所務沙汰であり、雑務沙汰の実態は断片的に知られるのみである³¹⁾。南北朝時代の室町幕府についても同様であり、貸借をはじめ雑務沙汰に属する諸項目が扱われたことを示す事例は稀である。

先述した「武政軌範」の「引付内談篇」には「御沙汰条目事」として「所帯押領、遵行難渋、抑_レ留年貢_一、対_二捍使者_一、対_二論本主_一、遺跡競、女子相伝、下知違背、越境違乱、用水相論、如_レ此等事也、不_レ及_二具挙_一之、其外至_二安堵御判、勲功賞、宦仕労等類_一者、為_二御前御沙汰_一乎」とある。南北朝時代以来、訴訟機関の中心はこれらの所務沙汰を管轄する「御前沙汰」や引付方等であった。特に武士による寺社本所領の侵奪や所務の妨害（以下、「押領」と表記する）をめぐる訴訟がその中心を占める。別稿で述べたように、寺社本所を中心とする訴人が提示する、朝廷・幕府の発給文書（証文）に基づいて押領停止及び沙汰付を命じる文書が、訴人の訴えのみに基づく命令手続である「特別訴訟手続」³²⁾によって多数発給されていた³³⁾。

従来の研究ではその命令文書である御判御教書・管領奉書・引付頭人奉書・奉行人奉書等の発給者や件数等の推移から政治史の動向が注目されてきた³⁴⁾が、文書の内容は十分に検討されていない。もっとも室町幕府の発給文書は定型なものが多く、文言から文書発給の契機やその効果を知ることは難しいが、僅かながら雑務沙汰の運用に関する記述を含む文書も見られる。

また、押領停止命令を見ると、武士が単に武力によって押領する場合の他に、検断得分や半済分、所持する証文の範囲内等といった押領の根拠が記されること

31) 前掲註2) 佐藤著書3章2節等。

32) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、1938年）2篇2章6節。

33) 拙稿「室町幕府の知行保護法制——押領停止命令を中心に——」（『一橋法学』12巻3号、2013年）。

34) 発給文書の分析を中心とした研究書として、小川信『足利一門守護発展史の研究』（吉川弘文館、1980年）、岩元修一『初期室町幕府訴訟制度の研究』（吉川弘文館、2007年）、亀田俊和『室町幕府管領施行システムの研究』（思文閣出版、2013年）等。

がある。その中には貸借関係を根拠とするものも見られ、一定の区別が可能である。

以下では、裁許の主宰者ごとに時期を区分して、貸借に関する法令と適用事例の検討を通じて雑務沙汰の形成過程を考察する。

2 足利直義・義詮期における「雑務」の訴訟機関

南北朝～室町時代における貸借に関する幕府法（追加法）を【表】にまとめた³⁵⁾。

足利直義・義詮期における法令は所務に関するものが大半だが、貞和2年(1346)頃と推定される「諸人借書事」と題する法令（【表】No.1）に「無理之輩、誘取他人之借書、令譴責負人之条、非無其煩、早為政所方沙汰、可被加炳誠歎」とあり、雑務沙汰の実施の契機として「借書」の問題があったことが知られる。

内容は、他人の「借書」を不正に譲り受けて（「誘取」、債務者（「負人」）への譴責がなされることで問題が生じているので、「政所方」の沙汰として誠めるというものである。借書の取得による不当な債権回収行為としての「請取沙汰」の規制であり、「徳政」との関連性が想定できる³⁶⁾。管轄機関とされる政所は幕府及び將軍家の財政を管掌した機関だ³⁷⁾が、後述するように室町時代以降を中心に研究が進められているものの、南北朝時代の訴訟機関としての運用実態はほとんど不明である。佐藤進一氏は御所奉行・祈禱奉行と同様に、「政所も將軍直属の系列に入る機関と見るべき」とした³⁸⁾。最近、關所地を管理する政所と恩

35) 追加法は前掲註6)『室町幕府法』より引用。以下も同じ。

36) 貞和年間(1345～1350)における朝廷の徳政について、佐々木文昭「南北朝期の公家新制——南北朝期朝廷における徳政と政道——」(同『中世公武新制の研究』吉川弘文館、2008年、初出2002年)。「寄沙汰」の抑止は徳政の主要な内容の一つである。

37) 南北朝～室町時代の政所については執事伊勢氏との関連で、一倉喜好「政所執事としての伊勢氏の抬頭について」(『日本歴史』104号、1957年)、宮崎隆旨「室町初期における伊勢氏の動向——貞継を中心として——」(『史泉』50号、1975年)、山家浩樹「室町幕府政所と伊勢貞継」(『室町時代研究』1号、2002年)等の研究がある。

38) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(同『日本中世史論集』岩波書店、1990年、初出1960年)213頁。

【表】 関係法令表

No.	年月日	条文番号	内 容
1	貞和 2 年 (1346) ?	18	他人の「借書」の「誘取」による譴責を政所として認める
2	応安 5 年 (1372) 11 月 18 日	123	諸社神人等が「所務負物以下」をめぐる闘殺された場合は訴訟を受理せず
3	至徳 3 年 (1386) 8 月 25 日	145	「山門并諸社神人等」が「催促」と称して乱入狼藉することを禁止
4	応永 32 年 (1425) 9 月 26 日	179	洛中洛外の酒屋土倉及び地下人等からの負物について、「借状」があるとして、寺社への寄進の主張や他人と共謀して譴責を行うことを禁じ、訴訟によるべきことを規定
5	応永 34 年 4 月 20 日	181	少額での「借書」棄破の強要、「借書」があるとして、寺社への寄進の主張や他人と共謀して譴責を行うことを禁じ、訴訟によるべきことを規定
6	永享 2 年 (1430) 11 月 6 日	202	借物について 10 年の時効法を否定し、10 年経過しても 2 倍、10 年以後は 3 倍の弁償を規定
7	永享 3 年 10 月 17 日	203	「洛中洛外土倉質物」について、質流の期間を設定（絹布類は 12 ヶ月、武器は 24 ヶ月）
8	永享 5 年 10 月 13 日	205	「負物年紀」について、10 年以内は 2 倍、それ以後は 3 倍の弁償とし、20 年以降は扱わないとする
9	永享 8 年 5 月 22 日	206	借物の請人について、借主が弁済できない場合等の弁償分について規定
10	永享 8 年 5 月 25 日	207	銭主が借物を 3 度催促しても（150 日以内）弁済がなされなければ政所に提訴し、本利相当と「過怠分」（10 分 1）を回収するよう規定
11	永享 12 年 10 月 26 日	210	「借物年紀」について、利子は 21 年を過ぎていなければ 2 倍分の弁償とし、借主が難渋した場合は政所、さらに庭中への提訴を認める
12	永享 12 年 10 月 26 日	211	「本物返質券所領」について、収益が元本の 2 倍を過ぎれば本主へ返還するよう規定
13	嘉吉元年 (1441) 閏 9 月 10 日	213~221	徳政令（「本銭返地同屋」「年紀沾却地」「質券地」「借書」等を本主に返付）
14	享徳 3 年 (1454) 9 月 29 日	237	借錢等の徳政禁制
15	享徳 3 年 10 月 29 日	238・239	借錢 10 分 1 の納入による棄破、「奉書」を有さない者への借書による催促を認可
16	享徳 3 年 12 月 18 日	240~249	徳政令（「本物返地同屋」「年紀沾却地」「質券地」「借書」等を本主に返付）、分一銭の納入を命令
17	康正元年 (1455) 10 月 2 日	255	分一徳政令（「借書」による催促と 5 分 1 の進納命令）
18	長祿元年 (1457) 12 月 5 日	258	分一徳政令（「借書」による催促と 5 分 1 の進納命令）
19	文正元年 (1466) 5 月 26 日	267	作替借書（本銭に利平を加えて作成）の禁止

賞方との人的・機能的な繋がりが指摘され、執事が「支配」（統轄）していたと言われる³⁹⁾が、詳細ははまだ明らかではない。

この時期には朝廷において「負物」に関する裁許事例が見られる⁴⁰⁾。幕府での訴訟に関する史料は乏しいが、山城国上桂荘をめぐる東寺と源氏女の相論の事例が挙げられる⁴¹⁾。

相論は鎌倉時代末から継続しているが、紛争の発端は質入にあった。四辻善統親王から領主権を与えられた尼妙円が徳治3年(1308)に同荘の相伝手継文書を質に日吉上分用途(60貫文)を平氏女から借用したが(13・19号)⁴²⁾、返済はなされず、文書が平氏女に渡った。以後、暦応年間(1338～1342)までの推移は次の通りである。

領主権：妙円→孫妙光→子康種→東寺(文書の寄進)

質券文書・借書：平氏女→子山徒成尋→長田頼清・息女源氏

康永元年(1342)12月日妙光陳状案(129号)を見ると、長田頼清が成尋から「誘取彼文書等」り、息女源氏に「面」を替えて朝廷に提訴し、「相伝領主」として院宣を受給したことが非難されている。これまでの訴訟は朝廷でも扱われていたが、今度は武家の長田が相手のため幕府に繫属した。論点は多岐にわたるが、四辻宮から妙円への譲渡の正当性や、長田による質券文書・借書の「誘取」等を主張する妙光・東寺側の勝訴とされ、武家執奏により康永4年(1345)に返付の光厳上皇院宣(156号)と貞和4年(1348)に足利直義の施行状(180号)が発給された。

「借書」の「誘取」を問題とした先述の法令に対し、この事例は「面を替える」という意味での「寄沙汰」であった。なお、相論の担当奉行を見ると、康永年間

39) 山本康司「南北朝期室町幕府の恩賞方と仁政方」(『日本史研究』645号、2016年)27～28頁。

40) 「社家記録」(『八坂神社記録(増補続史料大成)』臨川書店)康永2年(1343)7月24日、8月3・4・24日の各条。後述するように幕府法では債務不履行の場合、元本の「一倍」の弁償を限度としたが、これは「半倍」とする裁許である。

41) 上桂荘をめぐる相論については、源城政好「東寺領上桂庄における領主権確立過程について——伝領とその相論——」(同『京都文化の伝播と地域社会』思文閣出版、2006年、初出1970年)等を参照。

42) 上島有編『山城国上桂庄史料 上巻』(東京堂出版)。以下の引用も同じ。

(1342～1345)の際には明石行連、貞和6年(1350)に長田から文書の寄進を受けた西山法花山寺が東寺を訴えた際は雑賀西義、文和4年(1355)には安威資脩である。これらの奉行人は恩賞方奉行人としての所見もある⁴³⁾が、相論が政所で審理されたかは不明と言わざるをえない。

次いで、延文元年(1356)10月19日足利義詮下知状案(「東寺文書」無号、『大日本史料 6編之20』)を見たい。鷺尾(隆右)家雑掌が武家被官である小林為俊の法常住院敷地近辺地(田畠5箇所)に対する「濫妨」を幕府に訴えた案件である。論所についての双方の由緒は次の通りである。

鷺尾：家成以来、代々の勅裁を所持。日吉上分物の借用の際に論所の年貢を担保とする。

小林：日吉上分物の「借書」を所持し、その収益担保文言に基づいて知行する。

双方の主張を審理(「以_二両方状_一、召_二決内談座_一」)した結果、幕府は次のように判決した。すなわち、暦応2年(1339)11月28日付の「借書」は武家法では失効する年限(10年)⁴⁴⁾を超過しているが、本所領なので武家法は適用し難い。しかし、小林が日吉上分物の「券契」を「請取」って、武家被官でありながら本所領を「濫妨」したのは罰すべき行為である(「証文雖_レ過_二年紀_一、於_二武家_一難_レ及_二是非_一、請_二取日吉上分物券契_一、為_二武家被管仁_一打_二入本所進止地_一、及_二濫妨_一之条、難_レ遁_二其咎_一)。よって論所は鷺尾家に返付し、小林には「濫妨科」として寺社修理を命じるという。この事例は、【表】No.1で規制がなされている「請取沙汰」であり、小林が譲り受けた借書は効力を否定された。なお、本件は義詮の「御前沙汰」における裁許であることが明らかだが、政所の関与は史料上

43) 田中誠「初期室町幕府における恩賞方——『恩賞方奉行人』の考察を中心に——」(『古文書研究』72号、2011年)や、森幸夫『中世の武家官僚と奉行人』(同成社、2016年)によると、雑賀西義は恩賞方奉行人、安威資脩は延文元年(1356)に政所執事代や恩賞方奉行人としての所見がある。

44) 前掲註11)井原論文によると、公家法では20年、武家法では10年とする借書の時効法が存在した。

確認できない。

以上、当該期には借書の「請取」が問題とされ、その規制を内容とする裁許がなされていた。

3 足利義満政権の成立と雑務沙汰

公武を統合する権力が築かれた足利義満政権の時代には雑務沙汰の運用にも変化が認められる。管領細川頼之執政期の応安5年(1372)には、「諸社神人等訴申喧嘩事」と題する法令の中で、神人等が「所務負物以下」のことで「鬪殺」された場合に訴えを受け付けず、神職を改易するという(【表】No.2)。自力救済行為としての「寄沙汰」に対して債務者からの抵抗がなされ、「喧嘩」が発生していたと見られるが、神人等の訴えを認めないことによって「寄沙汰」の抑止を意図したのであろう。

義満期の至徳3年(1386)には、「山門并諸社神人等」が「催促」と称して「乱入狼藉」することを禁じた上で、催促について幕府の訴訟手続(「次第之訴訟」)を経ることを命じており(【表】No.3)⁴⁵⁾、前の法令より自力救済を抑止する意思が強く窺える。

次の文書は本法令の適用事例と考えられる。

【史料2】管領斯波義将奉書(「生源寺氏文書」『五個荘町史 3巻史料I』49号)

日吉御師中務大輔成光申、近江国建部庄内当社神供料所事、山徒仏眼院秀運、号有借銭押領云々、於負物者、為一倍沙汰之条傍例也、早止彼妨、可被全成光代所務之状、依仰執達如件、
康応元年十二月十五日
佐々木大夫判官殿

(斯波義将)
左衛門佐(花押)

45) 黒田俊雄編『寺院法』(集英社、2015年)は山門・諸社神人が負物催促のために強制執行することを禁じたものとする(129~130頁、馬田綾子氏執筆)。佐藤進一「室町幕府論」(前掲註38)著書、初出1963年)は、「室町幕府の京都市政権獲得」の一過程に位置づけ、「幕府はここで山門の神人以下に対して、幕府の雑務沙汰(売買貸借など債権関係の訴訟)裁判権に服すべきことを求めている」としている(147頁)。

近江国建部荘内料所をめぐる日吉御師成光と山徒秀運の相論の史料で、借錢を根拠とする秀運の押領が訴えられた。幕府は負物の弁済額は元本の「一倍」(二倍)を「傍例」とし、それ以上の取立を行っていたと思しい秀運の押領の停止と成光代の所務の保全を守護六角氏頼に命じている。「借錢」が押領の根拠とされているのが特色であり、秀運は銭主か「寄沙汰」を行った者と見られる。

同年に次の事例も見られる。すなわち、三宝院雑掌が、丹波国佐伯荘・篠村荘等について、先代官信快の債務(「負物」)があると主張して「甲乙人等」が押領していることを訴えたのに対し、幕府は、信快は不法により追放された者であり、その借物が社領に及ぶのは不当であるとして、三宝院の所務の保全を守護山名氏清に命じた⁴⁶⁾。前掲の事例と同様に負物を根拠とする押領の訴訟だが、荘園の代官の債務が問題とされる点において異なる。訴えに対して「特別訴訟手続」が用いられているが、「借物是非」は追って糺明すると述べており、幕府で審理を行う用意のあることも示される。

応永年間(1394~1428)に入ると、同様に「借書」を原因とする領主間の紛争事例が増加する。

応永4年(1397)8月19日管領斯波義将奉書(『兵庫県史 史料編中世1』「多田神社文書」220号)を見ると、摂津国多田院の僧了玄による寺領の沽却・質入が原因で寺院の経営が困難になったとの訴えについて(「前住之時僧了玄或令_二沽却_一、或入_二置質物_一之間、依_二寺領失墜_一、僧衆等難_二止住_一云々)、京極高詮に沽却について「尋沙汰」が命じられている。そして翌年6月13日京極氏奉行人奉書(「同前」222号)では、債権者(質取主)と思しい栄根寺が「借書」を提出しなかったため、多田院を「理運」とする旨を伝えるよう箕浦式部入道に命じられている。応永9年4月4日管領畠山基国奉書(「同前」227号)では、負物を根拠とする栄根寺の押領を停止し、多田院が「当知行」の通りに所務を行うことを認可している。僧が寺領を担保に借錢をし、他の領主から譴責が加えられるという構図であり、幕府・守護の裁許がなされている。

応永3年(1396)の播磨守護赤松氏の法廷でも同様の事例が確認できる。東寺

46) 康応元年(1389)11月12日管領斯波義将奉書案(『大日本古文書 醍醐寺文書』489号)。

領播磨国矢野荘の恵海が公文職年貢を「質物」として借物の「契約」を結んだとして同国鶴荘公文(拾宝寺)が年貢の譴責を行っていることを東寺が訴え、赤松氏は喜多野帯刀左衛門尉らに対して、「伺」をせずに「私沙汰」を行ったことや、犯科人恵海の文書を証拠として取り上げたこと(「請取古文書」)を誡め、寺領への違乱の停止を命じた⁴⁷⁾。

幕府法廷でも、管領奉書によって「借書」に関する違乱を停止する命令が散見され⁴⁸⁾、雑務沙汰全般についても、沽却状の効力の棄破や買得安堵等が行われている⁴⁹⁾。

義満期には、将軍と管領が奉行人の披露を受けながら訴訟処理を行う「御前沙汰」体制が形成された⁵⁰⁾。上記の事例は「御前沙汰」で審議がなされ、雑務沙汰という比較的軽い案件として管領奉書の様式による裁決文書の発給がなされたのであろう。

以上、当該期には当初「寄沙汰」を規制する法令が見られるが、裁許事例としては、荘園の代官等の一時的な管理人の「借書」がその本所と銭主である他の領主との紛争を生み、幕府・守護が裁許している点が特徴である。

続いて、幕府訴訟制度の展開の一つの画期と見られる足利義持期を検討する。

4 足利義持期における法制の変化

足利義持期にも荘官や住持が管理する所領の得分権を担保に借金をし、銭主と本所の間で紛争が生じている。例えば、応永18年(1411)10月27日管領畠山

47) 応永3年(1396)2月16日宝厳院宏寿書状案・同年2月22日播磨守護赤松氏奉行人奉書案(『東寺百合文書』『相生市史 8巻上』575・576号)。「古文書」が「当該論所の証文としての価値を否定すべき文書の謂」等である点は、笠松宏至「中世の『古文書』」(同『法と言葉の中世史』平凡社、1984年、初出1978年)参照。

48) 東大寺雑掌の訴えを受けて、「借状」によって質流した大和国河上荘内水田に対する本主子孫の押領の停止を興福寺に命じた事例として、応永5年(1398)11月3日管領畠山基国奉書(『東大寺文書』『大日本史料 7編之3』)。

49) 『吉田家日次記』応永10年(1403)閏10月17日条(『大日本史料 7編之6』)等。安堵の事例は、拙稿「足利義満期の安堵政策——管領施行状の機能を中心に——」(『日本歴史』775号、2012年)参照。

50) 山家浩樹「室町幕府訴訟機関の将軍親裁化」(『史学雑誌』94編12号、1985年)、設楽薫「将軍足利義教の『御前沙汰』体制と管領」(『年報中世史研究』18号、1993年)。

満家奉書写(「勸修寺文書」『加能史料 室町 I』)では、勸修寺宮(尊興)庁が加賀国郡家荘内について「一代之寺務」による沽却や「一旦預所」による質入を原因とする年貢の違乱を訴え、幕府は証文に基づいて(「任_レ度々支証并去応永六年御教書之旨_一」)、守護斯波満種に所務の保全を命じている⁵¹⁾。

この事例も訴人の提示する証文に基づく一方的な所務保全命令だが、別稿で述べたように、応永30年(1423)頃には、こうした「特別訴訟手続」に基づく訴人への沙汰付・所務保全という訴訟処理の方式が変化し、「御前沙汰」での訴人奉行(訴人側)と論人奉行(論人側)による訴訟の手続の整備が確認できる⁵²⁾。「御前沙汰」体制のもとで処理される雑務沙汰についても同様の変化を想定するのが自然であろう。応永32年(1425)に次の法令が出されている。

【史料3】追加法179条(【表】No.4)

一 洛中洛外酒屋土倉^{貸、地下}負物事^{宛本借書}

称_レ有_レ借状_一、或語_レ寄_レ進寺社_一、或語_レ人譴責之輩、近年繁多也、於_レ向後_一者、致_レ訴訟_一可_レ蒙_レ御成敗_一、若背_レ此旨_一者、可_レ有_レ殊沙汰_一者也矣、

洛中洛外の酒屋・土倉及び地下人からの負物について、「借状」があるとして、寺社への寄進を主張したり、或いは人と結託して「譴責」を行ったりする者が近年多いが、今後は幕府に訴訟を提起して、貸借の権利関係・内容について認定を受けた上で催促すべきであり、違犯した場合は沙汰(制裁)を行うとする。同趣旨の法令が翌々年にも出されており、債務者が少額で弁済を済まそうとする事態を抑止する内容も含む(【表】No.5)⁵³⁾。

51) 代官請負の際の請文で、荘内の下地を質物・借物とした場合、「犯過人」として罪科に服すべき旨の誓約等も見られる(応永16年(1409)閏3月24日河合日徳請文、「東寺百合文書」『大日本史料 7編之12』)。

52) 拙稿「室町幕府『論人奉行』制の形成」(『日本歴史』726号、2008年)。足利義持期における法制の変化について、同「中世後期の土地法秩序と国制——『安堵』の史的展開——」(『歴史学研究』937号、2015年)。

53) 伊藤啓介「中世の借書と身分の問題」(『古文書研究』75号、2013年)は、債権債務の額が債権者と債務者の力関係や事情によって必ずしも借書の額面通りにいかなかったことを指摘している。

但し、これらの法令の前にもすでにこうした債権債務関係の裁許は行われている。『康富記』応永30年(1423)10月21日条には月輪尹賢が預かっていた二条家の重書を質に入れて借物をし、返済期日を過ぎたため銭主(山法師)が「政所」に出訴したことが記される(「尹賢朝臣罪科者、^(持基)二条殿御家領重書廿余通被_レ預_レ置月輪中將_レ之処、件御重書ヲ質物ニ入、彼御領共借物方令_レ契約_レ、既約月過之間、銭主_レ出_レ於_レ政所_レ此事出_レ沙汰_レ、依_レ之_レ二条殿被_レ知食_レ者也)。政所所管の案件として、「質券地」をめぐる訴訟が確認できる。

他に、「廿一口方評定引付」応永32年(1425)9月3日条(伊藤俊一ほか編『東寺廿一口供僧方評定引付』思文閣出版)に「一 三郎左衛門借物事」として、「自_レ公方_レ、被_レ相触_レ之上、早々可_レ返弁_レ之由、治定了」と見える。詳細は不明ながら、東寺供僧が三郎左衛門からの借物について幕府から弁済命令が通達されたため、返済を決めたとの内容である⁵⁴⁾。

さらに、雑務沙汰の発給文書の様式の変化も見られる。北野社松梅院宛に水損の被害を受けて神事が闕怠している北野宮寺の諸国神領について、銭主(質取主)に渡っている在所を北野宮寺の直務とし、権門勢家を問わず借物の返済を5年間猶予するとの奉行人奉書が発給されており⁵⁵⁾、以後管領奉書に代わり奉行人奉書が案件処理に用いられる。

以上の事例より、質地をめぐる紛争の増加が訴訟法の変化に関わることが推測されるが、より具体的な事例として、丹波国石田本新両荘半済をめぐる調子武俊と石清水八幡宮の相論を取り上げたい。長文となるが、史料の記す経過に注目したい。

【史料4】石清水八幡宮俗別当兼永申状案(『長岡京市史 資料編2』「調子家文書」71号)

目安

54) 同時期には、「廿一口方評定引付」(前掲『東寺廿一口供僧方評定引付』)応永32年(1425)5月18日条に、東寺敷地住人の上総房から借物の催促を受けた遍照心院領住人が使者に杖打を行い、東寺が遍照心院に抗議して「検封」がなされた記事等も見られる。

55) 応永34年(1427)10月9日飯尾為種奉書案(「目安等諸記録書抜」『北野天満宮史料古記録』)。

石清水八幡宮□奉幣御師俗別当兼永謹言上

右神領丹波国石田本新両庄半濟事、御隨身武俊相伝私領也、而去⁽¹⁴²⁶⁾応永卅三年可_レ奉_レ寄_レ進_レ 当_レ宮_レ由_レ申_レ也、一^(懸命)所見明之地寄進之由申事不審之間、万一就_レ彼庄_レ有_レ子細_レ哉_レ之由尋極_レ処、武俊申様曾無_レ其煩_レ由_レ申_レ之間領状仕、其由伺_レ申公方_レ之_レ処、可_レ致_レ入部_レ之由被_レ仰出_レ之間、同八月令_レ入_レ部地下_レ無_レ為無事之_レ処、爰同国穴太寺執行於_レ武俊借錢莫太之在所_レ寄進難_レ心得_レ、併相_レ語社家_レ、以_レ契約_レ彼可_レ借物_レ雜意之由歎申之間、如_レ此無_レ尽期_レ借物之在所寄進、更不_レ事似_レ之由、為_レ公方_レ被_レ仰下_レ間、更以無_レ契約之儀、以_レ年来宿願一_レ円奉_レ寄進_レ由、武俊申上間、然者、於_レ穴太寺借物_レ者替地可_レ出、石田庄事者、早神領之間被_レ成_レ下_レ 御判_レ、知行無_レ相違_レ之_レ処、(中略)然_レ処、如^{(案)(1428)}安正長元年建仁寺仁寿軒僧澍書記相_レ語守護被_レ官人_レ、神領石田庄令_レ乱入_レ間、自_レ社家_レ事次第相尋_レ之_レ処、乱入輩申様、此在所者本証文等悉建仁寺質券入置、約年約月定、是過者永代知行不_レ可_レ有_レ相違_レ之由、堅致_レ契約_レ、武俊有_レ借物_レ間、可_レ致_レ永代知行_レ之由申、既正長元年之所務建仁寺沙汰取、結句末代知行之由申_レ処、正長二年為_レ上意_レ、彼借物為_レ社家_レ令_レ落居_レ、於_レ石田庄_レ者、被_レ成_レ下_レ社家安堵_レ於_レ今知行無_レ相違_レ之_レ処也、(中略)所詮、武春被_レ退_レ違乱_レ、任_レ御安堵_レ之旨_レ、於_レ石田半濟_レ者、可_レ全_レ兼永奉行_レ之由被_レ成_レ下_レ 御判_レ、弥為_レ抽_レ天下安穩御祈禱之忠節_レ、粗言上如_レ件、
永⁽¹⁴³⁹⁾享十一年十月 日

訴状の記す事実経過を簡単にまとめると次のようになる。

- ① 応永 33 年 (1426) 6 月 17 日付で調子武俊が丹波国石田本新両莊半濟を石清水八幡宮に寄進したが(調子武俊寄進状案、『長岡京市史 資料編 2』「調子家文書」60 号)、本証文は他所にあるとして副えられず(同日付寄進状添書案、同前 61 号)、石清水八幡宮はこれを「不審」としながらも幕府(「公方」)の認可を得て同莊に入部した。
- ② 丹波国穴太寺(延暦寺西塔末寺)執行が調子武俊の「借錢莫太之在所」である同莊(質地)の寄進を幕府に訴え、穴太寺には調子から替地を出し、同莊は八幡宮の所領とする裁決(「御判」)が下された(応永 33 年 12 月 12 日足利義持御

判御教書案、同前65号⁵⁶⁾。

③ 正長元年(1428)に、建仁寺仁寿軒僧澗書記が論所は調子武俊の借錢の質券地であり、流質文言による知行を主張して守護被官人とともに荘内に乱入したが、翌年に將軍足利義教の裁許により八幡宮領とされ、「安堵」が下された(正長2年8月13日管領畠山満家奉書案、同前67号)。

④ 永享11年(1439)に、八幡宮は調子武春(武俊の子)からの押領を幕府に訴え、「安堵」に基づく所務の保全を求める(【史料4】)。

石清水八幡宮側の主張に基づくと、調子武俊は石田本新莊半済を質地として穴太寺や建仁寺から借錢をしており、質地とした所領の名義を変えることを目的に八幡宮に寄進したため、以後八幡宮側と錢主の穴太寺・建仁寺との間で知行をめぐる紛争が生じた。さらに調子氏側は所領回復のため押領を行っている。

応永30年代頃には「借書」において担保とされた所領(質地)をめぐる紛争が領主間で展開しており、債権債務関係が転々と変化する状況のなか幕府に債権の認可や紛争の裁定が求められるに至った。義持期における貸借関係についての訴訟法の整備にはかかる背景があったものと考えられる。

IV 立法の展開と「政所沙汰」

1 足利義教期の立法と裁許

従来足利義教期における訴訟制度の整備は彼個人の公正な裁許への意思が要因として論じられてきた⁵⁷⁾が、上記の通りそれは義持期以降の一連の制度的な変化の延長線上に位置づけられる。

義教期には多数の立法が見られる。【表】を見ると、「借書」の効力については、永享2年(1430)に、10年の時効法により錢主の貸し渋りや借主による10年以後の無沙汰といった事態が生じたためこれを撤廃し、10年経過しても2倍(「一

56) 『長岡京市史 資料編2』は「石田本新莊受取状案」とするが、御判御教書の案文とみるべきである。

57) 桑山浩然「足利義教と御前沙汰」(前掲註8)著書、初出1977年)27~28頁、桜井英治『日本の歴史12 室町人の精神』(講談社、2001年)130~145頁、等。

倍))、10年以後は3倍の弁償額を法定した(No.6)。しかしその後、時効の撤廃により数十年前の「古借書」による借主の子孫に対する譴責が生じたため、20年以内のものに効力を限定して、先述の弁償額を確認している(No.8)。

永享8年(1436)法はより踏み込んだ内容である(No.10)。「所用之時、令_レ借用_レ之間借与者、芳志随一也」とし、貸借を「志」に基づく関係としながらも、長い年月返済がなされないことを「正義」に背くという。そこで、3度催促(150日以内)しても返済がなされなければ政所に提訴し、本利相当分とともに過料(「過怠分」としてその10分の1を回収するように規定する。さらに永享12年(1440)にも再度借物の年紀を定め、難渋者については政所、さらに「庭中」(「御前沙汰」への直訴)も認めた(No.11)。

一連の法令により「借書」の証拠法上の効力が明確に規定された。先述の通りこの10年程前には貸借関係の展開とそれに伴う訴訟法の整備が行われており、永享年間には従来の10年の時効法が法運用上の問題となり、規定が必要となったのだろう。

借書の効力の保証は債権者(錢主)の保護を意味することから、中島圭一氏は債権者の多くを占める土倉の「債権」の保護や「買得地の所有権や債権が安定する方向」に向かったことを指摘した⁵⁸⁾。また、井原今朝男氏は、「借書」の時効法の放棄から「債権者」の保護への政策転換を指摘し、「永享の法整備は幕府法の優越性をめざしたのではなく、債務者保護の性格をもっていた借書の時効法を事実上否定し、債権者保護に政策転換したことである」とする。さらに、「訴訟手続制度の転換というよりも、幕府が債務者保護政策から債権者保護に政策転換したことによって、債権者までが幕府に債権保護のための訴訟を提起するようになり雑務沙汰が激増したものとみるべき」とする⁵⁹⁾。が、先述の通り裁許手続はこれ以前から見られ、債権回収を幕府が認可する事例も見られた。貸借関係の拡大が訴訟法の整備を促したとみるべきだろう。

次いで、裁許事例を見たい。当該期の訴訟判決は将軍と管領が奉行人(訴人奉行・論人奉行等)を指揮して進行された(「御前沙汰」体制)⁶⁰⁾。永享2年

58) 前掲註9) 中島論文「中世後期における土倉債権の安定性」146頁。

59) 前掲註11) 井原論文261頁。

(1430) 9月～同4年12月における、計72件の「御前沙汰」の記録である「御前落居記録」(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 上巻』近藤出版社)を見ると、所務相論とともに借錢関係の訴訟が多く確認できる。

例えば、松梅院禅能の尾張房からの借錢について、禅能の「借書」が尾張房から金融業者の手を転々とし、現在の所持人である七条円林と中西明重が債務弁済を訴え、認められている(16項)。この事例は桜井英治氏が詳細に検討され、法制については、最初に債務履行を命じる決定を担当奉行人が伝える手続が見られることや、債務処理のため松梅院所領を公方御倉の正実坊が管理下に置く(本利相当の知行を行い、銭主に交付する)手続の存在が指摘されている⁶¹⁾。

26項は、負物をめぐり上杉持憲と利倉式部丞の相論の事例で、利倉は「借状」に基づいて、「可_レ有_レ行_レ結解_一并借物十分_一之由⁶²⁾」を主張するが、政所寄人は「一倍」と注進し、上杉に丹波国和久荘年貢からの弁済が命じられた。雑務沙汰が「御前沙汰」の管轄下にあり、政所は訴訟の受理と法の具申を行う機関であることが確認できる⁶³⁾。次の事例も見たい。

【史料5】「御前落居記録」35項

一 清閑寺禅侶権少僧都幸济与_二吉田大納言家^(家後)雜掌_一相論当寺内辻坊并敷地等事

如_二幸济申_一者、当坊者吉田大納言家被官人信濃左衛門入道妙宗、带_二院宣等証文_一相伝之地也、仍子息左近将監令_二相続_一、為_二彼坊留守_一居住之間、料足拾貳貫文令_二伝借_一畢、借状云、若不_レ致_二返弁_一者、此坊舍・敷地并文書等、悉入_二置質物_一之上者、可_レ為_二永領_一契約也、爰彼将監男令_二逐電_一之間、任_二借状_一幸济自専仕之処、主人吉田大納言家掠_二給_一院宣_一押領云々、

60) 前掲註50) 設案論文。

61) 桜井英治『破産者たちの中世』(山川出版社、2005年)。

62) 「十分一」は不明ながら、先述の法令(【表】No.10)の「過怠分」と同様に債務不履行による過料か、請戻し金の如きものと推測される。

63) 早鳥大祐「京都近郊における永代売買地の安定化——一五・一六世紀における永代売買地の保証形態——」(同『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、2006年、初出1999年)176頁。なお、先述の【表】No.11でも政所での訴訟が停滞した場合に、「御前沙汰」への「庭中」を認めている。

如_二支状_一者、彼坊舎・敷地等者当家旧跡、為_二称号之地_一帶_二院宣_一之上者、可_レ有_二進退_一之由被_レ申_レ之、然者可_レ被_レ出_二本文書_一之旨、重被_レ仰_レ之処、旧跡証拠、称号所見、共以無_レ之由載_レ状被_レ申、後状下_二給幸_一濟僧都、争以_二近年之院宣_一壺通_二可_レ被_レ棄_二置相伝文書_一哉、此上者任_二左近将監借状_一、被_レ渡_二付彼坊_一於幸濟僧都_二訖矣、

^(1 4 3 1)
永享三年九月十五日

^(左方) 右衛門尉為秀 ^(飯尾) (花押)

^(飯尾) 加賀守為行 (花押)

清閑寺内辻坊・敷地等をめぐる清閑寺禅侶幸濟と吉田(家俊)家雑掌の相論の記録である。幸濟側の訴人奉行が飯尾為秀、吉田家側の論人奉行が飯尾為行である。論所は吉田家被官人妙宗の相伝の地であり、子の左近将監が相続したが、12貫文の借錢の担保として質入を行っていた。その後左近将監が逐電したので、幸濟が「借状」の流質文言に基づいて知行していたところ、吉田家が院宣を受給して押領したことを訴えている。義教の裁許は、論所に古くからの由緒の存在を示す証拠を有さない吉田家の主張を退け、幸濟の勝訴とするものである。本所領について、義詮期の裁許事例とは異なり、「借書」の効力に基づく「質券地」の知行を認める内容である。

上記以外にも負物・借物が問題とされた記録が散見⁶⁴⁾、訴訟案件全体における雑務沙汰の比重は大幅に高まっている。義教による「御前沙汰」の興行の背景に、義満・義持期以来の「借書」をめぐる紛争の増加という社会状況があったことが知られよう。

2 管領執政期・足利義政期の立法と裁許

【表】に示した通り、嘉吉の徳政令では「質券」「借書」等は棄破され(No.13)、その後の分一徳政令では、分一銭納入に基づいて銭主または借主の權益が認可さ

64) 建福寺雑掌と請負代官梵積都官の相論で負物を棄破して直務とする(47項)、代官請負について負物の結解を済ませた先代官を退ける(67項)、中西明重と梶井門跡雑掌の相論について門跡の借物の「本利相当」を政所で勘定し、門跡領の近江国甘呂莊年貢により償却すべき旨の裁許を下す(71項)等が見られる。

れたことは周知の事柄である (No. 15~18)。徳政令は土地取戻の慣行が基礎にあり、「分一徳政」も債務の一部を履行することで質物を請け出す在地の慣行が幕府法に取り込まれたものとされる⁶⁵⁾。徳政令の適用を避けるために借書を預状や売券等へ書き換える「作替借書」が禁止されたこと (No. 19) もよく知られている⁶⁶⁾。

このように当該期の法令の特徴は徳政令にあるが、前代の訴訟法の整備による「債権」保護政策への抵抗として徳政要求が起り、債権保護がなされる平時に対し、非日常的な局面として債務破棄としての徳政が実施されたと言われる⁶⁷⁾。徳政令の発令によりその運用を担う政所もさらに機能を拡大することになる。文明年間 (1469~1487) 以降の訴訟機関としての政所については研究が多い⁶⁸⁾が、以下ではその前提となるこの時期の裁許の在り方について検討する。

管領執政期の事例として、『康富記』嘉吉2年 (1442) 6月12・26日条によると、中原康富は摂津国垣庄代官福家二郎に借物があり、同庄年貢によって返弁する旨の「契約」を行っていたが、徳政令の適用を受けた。しかし、借書は返却されず、年貢納入も行われなことを幕府に訴えている。26日条には管領が「雑訴」を受け付けていないとの記述があるが、政所沙汰は管領と関係なく行われていたと見られる。他方、平時においては、中原康頼と丹波国隼人保内百姓金泉房の相論に関して、中原は「一倍」による償却という「御法」の適用を訴え (『康富記』宝徳3年〈1451〉12月5日条)、金泉房は「借書」を返却している (『同』享徳3年〈1454〉11月25日条)。

続いて足利義政親政期になると、「御前沙汰」での雑務沙汰の処理が確認でき

65) 徳政令全般について、前掲註3) 笠松論文、同『徳政令』(岩波書店、1983年)、室町幕府の徳政令について、前掲註8) の諸論文、前掲註17) 柘植論文、前川祐一郎「室町幕府法の蓄積と公布・受容」(『歴史学研究』729号、1999年)等を参照。

66) 前掲註8) 三浦・寶月論文等。

67) 前掲註9) 中島論文「中世後期における土倉債権の安定性」146頁。

68) 桑山浩然「室町幕府政所の構成と機能」(前掲註8) 著書、初出1967年)、森佳子「室町幕府政所の構成と機能——文明期を中心として——」(『年報中世史研究』13号、1988年)、設楽薫「『政所内談記録』の研究——室町幕府『政所沙汰』における評議体制の変化について——」(『年報中世史研究』17号、1992年)、山田康弘「戦国期の政所沙汰」(同『戦国期室町幕府と将軍』吉川弘文館、2000年、初出1993年)等。

る。『蔭涼軒日録』を見ると、長禄2年(1458)6月17日条に「借物」をめぐる「押妨」の案件を季瓊真藁が義政に伺う内容の記事があるのをはじめ、長禄4年4月16日条では「借物」をめぐる大蔵院と松梅院の相論について訴人・論人奉行に披露が命じられている。この案件は以後も紛糾するが、寛正2年(1461)4月13日条に「(伊勢貞親)以_レ伊勢_レ評義可_レ被_レ仰付_レ之由被_レ仰出_レ」とあり、義政が伊勢貞親に「評義」を命じている。早島大祐氏はこの記事から、「政所に雑務沙汰を独自に裁許する権限が与えられた」とし、政所も雑務沙汰の裁許の場となったと指摘する⁶⁹⁾。

但し、以後も「与_レ伊勢守_レ致_レ談合_レ、致_レ披露_レ、以_レ本_レ銭_レ可_レ被_レ返_レ付于大蔵院_レ之由被_レ仰出_レ、仍命_レ于伊勢守并斎藤(種基)四郎右衛門尉_レ也」(寛正2年7月29日条)、「依_レ松梅院相支_レ重伺_レ之、以_レ斎藤四郎右衛門尉_レ可_レ令_レ披露_レ也」(寛正4年12月23日条)等と記されており、義政にも披露がなされる点において変化はない。上記以外にも、義政は正盛都聞からの借物を松梅院が返済しないことについて「以前御奉書」に基づく催促を双方の別奉行＝訴人・論人奉行に命じている(寛正6年10月28日条)。伊勢貞親による政所沙汰の主導は確かであるが、いまだ「御前沙汰」体制に組み込まれた形とみるべきであろう⁷⁰⁾。以後、「御前沙汰」(雑訴方)と「政所沙汰」(政所方)の区別が明確となる⁷¹⁾。

政所による裁許事例としては、「政所内談記録」(前掲『室町幕府引付史料集成上巻])に、借物の相論、借書に基づく「質券之地」の知行認可、本物返地の返付、請負代官の入部認可、買得安堵等が確認できる。

文明年間(1469～1487)以降の史料になるが、「政所賦銘引付」(前掲『室町幕府引付史料集成上巻])も同様の記事を多数含む。売券や借書、契約状等の証文に基づいて、借錢・預金の回収、過分の返済額の返付、弁済後の借書の返還、

69) 前掲註63) 早島論文177～179頁。

70) 戦国時代に幕府の裁許手続において、実質的な判断形成を行う「評議の場」と「決裁の場」とが分離する点については、設楽薫「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』——『御前沙汰』の評議体制及び構成メンバーの変遷——」(『古文書研究』28号、1987年)、前掲註68) 設楽論文参照。

71) 「御前沙汰」は「雑訴方」とも呼ばれ、政所沙汰と区別された点について、山田康弘「戦国期室町幕府雑訴方と政所方」(『戦国史研究』41号、2001年)参照。

質券地に対する押領停止、流質文言や収益担保文言に基づく質地の知行認可、売券に基づく知行の実現、代官請負の認可、買得安堵等が扱われている（論人奉行が選定されて相論の形式をとる場合もある）。訴訟当事者は武士や寺社、公家、土倉・山徒、地下人等であり、当事者間のみでそれらを行うのではなく、幕府の認可を得て債権の回収・確認や債務の償却が行われている。

【史料6】「政所賦銘引付」67項

一 宮郷大炊入道養露 布籍台 (文明7年(1475)) 七 廿三

加州住人倉光弥次郎^{光守}、去寛正三年・四年借錢、彼是百貫余事、仍為質券契約之地事、任御法可預御成敗云々、

錢主が借錢の回収のため質券契約の地の認可を「御法」に基づいて申請している。「同前」134項にも「本利相当之間、可致知行之由、御下知事」との訴えが記されているように、見質の場合は本利相当や「一倍」の収益の請求となる。一方、入質の場合は借主から錢主への本利相当や「一倍」の収益後の返還請求となり、「既本利相当外過分納取之上者、可被返付云々」（文明11年〈1479〉10月7日付、「同前」273項）等と記される。

多数の訴訟の提起から貸借関係における幕府の認可や利息金限度額の固定化（利倍法）の意義が知られる。債権保護により現出したと言われる15世紀中葉以降の徳政状況であるが、今度は土地売買契約が不安定となる中で、買得安堵などの幕府の保証の下で売買契約が「安定」と言われる⁷²⁾。義持期以降、貸借関係の認可が次第に重要性を増す点を述べたが、雑務沙汰に対する社会的な要請により制度の枠組みが成立・展開したと言えよう。

3 幕府・守護と雑務沙汰

ここまで南北朝～室町時代を通じて、貸借関係の広汎な展開という社会的な変化に伴い「借書」の効力が増大し、室町幕府のもとで立法・裁許、執行制度の整

72) 前掲註63) 早島論文193頁。

備がなされてきたことを論じた。

貸借関係をめぐる訴訟への関与は守護等についても確認できる。応永年間頃から守護法廷において借錢問題が取り扱われていたことは先述したが、「寺院細々引付」応永11年（1404）9月4日条（『大日本史料 7編之6』）を見ると、御童子春菊丸が進官西和爾五郎入道の「負物無沙汰」を興福寺に訴え、「神人御使等」の派遣が決定されている。

時期は下るが、「廿一口方評定引付」寛正5年（1464）10月26・27日条（『相生市史 7巻』141号）を見ると、東寺領播磨国矢野荘の請負代官の借錢に関する紛争を守護が扱っている。「去々年室安福寺ニテ横沼十貫文借用仕了、然間、寺家へ之散用状ニハ、式十一貫八十三文ニテ返弁由、申上了、雖然、錢主方へ一錢無返弁間、守護使庄家入了」（27日条）とあり、代官であった横沼盛家の室が安福寺から10貫文を借り、東寺への散用状には21貫余で返済したと記載されていた。しかし実は返済はなされておらず、安福寺の訴えにより守護山名氏の使節が譴責を加えた。結局、山名持豊の取りなしによって安福寺に15貫文を返済することで落ち着いている（「同前」同年11月16日条）。守護が借錢をめぐる紛争に介入し、銭主側の保護を行っていることが知られる。

以上のような幕府・守護等による雑務沙汰は、「公方」の観念によって表象される当該期の権力に求められる役割であったと考えられる。「公方」とは周知のように、中世後期に顕著に見られる、幕府・朝廷から在地領主に至るまで支配権力を観念する際の用語である⁷³⁾。

「借書」等の中にも「公方」の「沙汰」を担保とするものが見られる。

【史料7】調子武俊未納年貢清算契約状案（『長岡京市史 資料編2』「調子家文書」63号）

73) 各種契約文書における「公方」罪科文言について、笠松宏至「中世在地裁判権の一考察」（前掲註3）著書、初出1967年）、「公方」の示す対象について、古澤直人「『公方』の成立に関する研究——史料に探る『中世国家』の展開——」（同『鎌倉幕府と中世国家』校倉書房、1991年）、鎌倉時代後期における一般的・非局所的な「秩序構造」としての「公方」の成立について、新田一郎『日本中世の社会と法——国制史の変容——』（東京大学出版会、1995年）等を参照。

契約申 江州野州郡三上散所年貢事

合貳拾貫文者

右先年樋片岡方へ五十余貫借物申候、隨而質物雖_レ永代之下地六段地利七石五斗壹升進置候_レ、(中略)既代官方へ渡状進候上者、更_レ不_レ可_レ有_レ御不_レ審_レ候、万_一重而兎角異乱申者、於_レ公方_一雖_下預_上何様候御沙汰_レ候上、不_レ可_レ及_レ一言之子細_レ之状如_レ件、

應永卅三年⁽¹⁴²⁶⁾十月十日

契約状の形式をとる借書であるが、義持期の相論事例でも取り上げた調子武俊が片岡某からの借錢(20貫文分)について、近江国三上散所の年貢を質物とする旨が記されている。代官に「渡状」を提出しているので不審の念は不要とした上で、違反した際に「公方」において沙汰がなされても一言も異論を述べないという⁷⁴⁾。同様に、代官請負の請文においても、「本所」の命令や契約に背いた場合の「公方」による制裁を担保とする文言が見られる⁷⁵⁾。

また、担保年貢の差押に際して「公方」の認可の有無を問題とする事例が見られる。

遠江国村櫛莊領家方年貢をめぐって本家役の得分権を有する東寺最勝光院と同莊を知行する徳大寺家との間で室町時代を通じて紛争が続いたが、応永19年(1412)6月8日徳大寺家政所藤原某請文案(「東寺百合文書サ」『静岡県史 資料編6』1481号)は、本家米を払えない場合、徳大寺家の知行する京都の大將町の年貢によって弁済するとの内容である。しかし、本家米は支払われず、東寺は度々大將町年貢の差押を通告している(「最勝光院方評定引付」永享2年〈1430〉9月条、『同前』1731号など)。

長禄元年(1457)になると東寺は、大將町の下司に対し東寺奉行からの折紙を送って年貢納入を催促することを決定した(「以_レ寺家奉行折紙_一、彼下司方付置、

74) 他に、康正2年(1456)12月11日大山莊代官等連署借状案(『兵庫県史 史料編中世6』「東寺文書—丹波国大山莊」731号)等。

75) 応永3年(1396)2月日田原清高請文(「青蓮院文書」『新鳥取県史資料編 古代中世1』382号)、同年11月12日赤堀直綱請文(『久我家文書』〈続群書類従完成会〉144号)等。

可_レ致_二年貢催促_一由、治定了」(「最勝光院方評定引付」長祿元年9月13日条、『同前』2271号))。年未詳11月20日付の細川京兆家家臣の安富智安の書状(「東寺百合文書え」『同前』2282号)も「公方様」による東寺への差押の認可の有無を問題とする。二本所間の契約を「公方」が担保し、その認可のもとで債権の回収が図られる。

以上のように貸借をはじめ契約関係を担保する存在として、契約当事者外の第三者としての「公方」の役割が求められる。「公方」の文言そのものは必ずしも特定の実体を指すわけではなく、その役割は幕府・守護等、個別の状況において実力を有する存在が担う。契約内容の実現を「公方」が実際に保証するか否かは当事者との関係性にも依存する。そこには、当事者間に成り立つ契約が自律性を有し、裁判において客観的な規範として効力を認められるという法秩序よりも、権力との関係性やその認可により反射的に一方の契約当事者の利益が保護されるという構造が見出される。

V おわりに

本稿では、室町幕府における訴訟法の展開について、「雑務沙汰」・「政所沙汰」の形成過程と「借書」の効力との関係を中心に検討を加えた。中世後期には金銭米穀の貸借を示す「借書」の内容・形式の多様性(利息、担保の設定など)がみられ、「借書」の効力(所持者の権利)は増大する(Ⅱ)。応永年間以降、雑務沙汰のうち、「借書」(特に担保地)をめぐる領主間の紛争が増加し、足利義持・義教期に法制度(各種権益の認可、債務の限度額の設定等)の整備が促された(Ⅲ)。政所沙汰は足利義政期に確立し、借書による所領の移転とそれに伴う紛争の増加という社会的背景のもと、貸借等をめぐる雑務沙汰は「公方」が担うべき役割として措定された(Ⅳ)。

債権債務関係が必ずしも固定的な関係として観念されない社会状況のなか、債権者(銭主)と債務者(借主)の間の権利関係について幕府(「公方」)の認可に一定の意義が見出され、「雑務沙汰」・「政所沙汰」の領域が形成・定着したものとと言える。

「はじめに」で述べたように雑務沙汰の定義は容易ではない。本稿で検討した「借書」に基づく「質券地」の「知行」も所務を伴うものであるが、所務沙汰を管轄する「御前沙汰」ではなく、「政所沙汰」の管轄とされた。所務沙汰が幕府・朝廷や本所による荘園制的な由緒に基づく知行の保護であるのに対して、雑務沙汰は「借書」をはじめ支配体制外の私的な「契約」に基づく知行の移転や認可を内容とする。代官請負は御前沙汰でも政所沙汰でも扱われており、双方の性質を帯びていたのだろう。荘園制的な支配体制や人的結合関係が解体される中で、「雑務」とされた領域の意義が高まるものと推測される。

戦国時代の室町幕府の政所沙汰でも徳政令の適用をはじめ「借書」が問題とされ、戦国大名の分国法等の中に債権債務関係について多くの条文が設けられていることは言うまでもない。それらの検討は今後の課題であるが、先述したように、桜井英治氏は、16世紀以降、借書や割符をはじめ「債権」の「流通」が停滞することを論じている。「債権」の「流通」は15世紀に特有の現象と言えるのだろうか。

債権法の分野について法制史学の研究では、債権債務をその目的物によって財産視する日本の「伝統的法律観念」が指摘されてきた⁷⁶⁾。人的責任を重視するローマ法やドイツ前近代法では債権譲渡は単純には認められなかった⁷⁷⁾のに対し、日本中世においては債権債務関係は必ずしも特定の個人間のものと意識されず、文書に権利が化体する現象が認められた。

近世においても、金田平一郎氏らの研究に明らかなように、「証文讓」(「讓証文」と呼ばれる債権譲渡の慣行が存続しており、公事師らが過去の証文を提示して債権回収を図る不正が行われていたことが知られる⁷⁸⁾。天明8年(1788)の評定所一座の決定⁷⁹⁾では、「証文讓」を親兄弟に制限する旨の決定がなされて

76) 前掲註23)と同じ。

77) マックス・カーザー(柴田光蔵訳)『ローマ私法概説』(創文社、1979年)431~434頁によると、人的責任を重視するローマ法では債権譲渡は単純には許容されていなかった。ハインリッヒ・ミッタース(世良晃志郎・広中俊雄訳)『ドイツ私法概説』(創文社、1961年)282~283頁によれば、ドイツ前近代法では債権譲渡は債権の不法行為的性格のゆえに見られなかった(中世後期に新旧両債権者間の契約のみによって行われるようになる)。

78) 金田平一郎「徳川時代に於ける債権及び債務の移転」(『法政研究』1巻1号、1931年)、石井良助『法制史論集7 近世取引法史』(創文社、1982年)167、374~385頁、等。

おり、債権譲渡は特殊な人的関係の中に限定された。なお、明治初年にも「証文譲」の慣行は残存し、代言人が不正を働くことが問題視されたため債権証書の書換を効力発生要件とするようになった⁸⁰⁾。

近世の訴訟法においても債権保護は限定的である。民事関係を扱う出入筋のうち、本公事は無利息または物的担保を伴う金銭債権の給付訴訟等を意味し、これと区別される金公事は利息付・無担保の金銭債権に関する給付訴訟として、法的保護の弱い訴訟であった⁸¹⁾。利子付の債権は当事者の「相対」の問題として法的な保護は十分になされず、貸借関係は物的担保という物権法的秩序や、租税制といった公法的な規制に関わる限りにおいて保護が加えられたのである。室町幕府の法制においても、質地の知行に関わることが雑務沙汰の形成に関係したとみられることは先述した。私人間の契約が権利義務関係として構成され、権力がそれを客観的法として認識し適用するという法形式は十分な発達をみていない。

新田一郎氏が述べるように、中世の雑務沙汰は近世の出入筋との一定の連続性が認められ、『『民事』の領域は、公儀の干渉を排除する自律的な構造を持った私法的世界として完結するのではなく、ローカルな均衡が破綻し内部的に回復されない場合には、公儀の介入が民の側から希求される』⁸²⁾。

西欧中世の裁判が古来の慣習法や私人間の権利義務関係の判定として行われた⁸³⁾のに対し、債権債務問題が私人間のものと意識されず、「公」との関わりにおいて規律がなされる。本稿では室町時代における法制の原型の形成過程を述べたが、中世・近世の連続性と非連続性や法制の持つ比較史上の特質については今後の課題である。

79) 法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考 後集第二』（創文社）267～268頁。

80) 米倉明「民法第四六六条二項の沿革」（同『債権譲渡——禁止特約の第三者効——』学陽書房、1976年）、福島正夫『日本資本主義の発達と私法』（東京大学出版会、1988年）、藤原明久「明治九年太政官第九号布告債権譲渡法の成立と展開」（『神戸法学雑誌』58巻2号、2008年）等。

81) 金田平一郎『近世債権法』（司法資料298号、1948年）、大平祐一「『金公事』債権の保護」（同『近世日本の訴訟と法』創文社、2013年、初出1984年）、神保文夫「江戸幕府出入筋の裁判における本公事・金公事の分化について」（『法制史研究』45号、1996年）等を参照。

82) 前掲註5) 新田論文37頁。

83) 世良晃志郎『西洋中世法の理念と現実』（創文社、1991年）。

付記

本稿は、2016年6月11日に東京大学で行われた、法制史学会第68回総会におけるシンポジウム「経済史学と法制史学——経済秩序をめぐる対話の試み」でのコメント「桜井英治氏『借書の譲渡可能性とその条件——中世における債権の性質をめぐる』」の準備用原稿を論文化したものである。ご教示を賜った皆様に御礼申し上げたい。

校正に際し、桜井氏が上記報告を活字化された「中世における債権の性質をめぐる」を収録した、同氏『交換・権力・文化——ひとつの日本中世社会論——』（みすず書房、2017年6月）が刊行された。